ファイル名 : H166
解像度(DPI) : 300
フォームサイズ : A4
使用フォント : NONE
使用ロゴ : NONE
使用タイル : NONE
使用グラフィック : NONE
使用カラー : NONE
ファイルサイズ(Bytes) : 333997

用紙サイズ : A4
Nアップ : 1UP
スケール(%) : (100,100)

印刷モード : SIMPLEX
コピー部数 : 1

豊田市長　太田　稔彦
（公　印　省　略）

福祉給付金受給者証の更新について

あなたがお持ちの「福祉給付金受給者証」は、有効期間の終了日が近づいています。
福祉給付金受給者証の有効期間が終了すると、医療費助成が受けられなくなります。福祉給付金受給者証の更新には、まず自立支援医療（精神通院）受給者証の更新が必要となりますので、下記のとおり自立支援医療（精神通院）の再認定申請を行ってください。
（申請期限までに再認定申請が行われないと、福祉給付金受給者証は更新できません）
※本人が入院中の場合、自立支援医療（精神通院）受給者証の再認定手続きは原則できません。
なお、自立支援医療（精神通院）の再認定申請を既に終えている場合、この文書は行き違いですので御容赦ください。

記

1　申請期間
2　申請場所　・障がい福祉課（東庁舎１階）、支所（藤岡、足助、小原、下山、旭、稲武）
3　申請に必要なもの
・現在お持ちの自立支援医療（精神通院）受給者証
・福祉給付金受給者証・受給者本人の健康保険証
・マイナンバーが確認できるもの（個人番号カード等）
・診断書（自立支援医療費（精神通院）用）
※　現在お持ちの自立支援医療費（精神通院）受給者証の右上に「次回の申請は診断書不要」と記載のある方は不要です。
また、精神障がい保健福祉手帳と同時に申請される方で、手帳用の診断書を提出される場合は、自立支援医療費（精神通院）用の診断書を省略することができます。
更新に使用できる診断書は、診断書の作成日から３か月以内のものに限られます。
・　　の年金振込通知書や振り込まれた金額がわかる預金通帳の写し等（市町村民税非課税世帯で本人が障がい年金、遺族年金を受給している場合のみ）

※福祉給付金受給者証更新の手順※
１．障がい福祉課にて自立支援医療（精神通院）受給者証の再認定手続きをした後、福祉医療課の窓口で、福祉給付金受給者証の更新手続きを行っていただきます。
２．自立支援医療（精神通院）受給者証が認定されましたら、福祉給付金受給者証を郵送します。
※自立支援医療（精神通院）受給者証の再認定結果により、福祉給付金受給者証の更新ができない場合がありますのでご了承ください。

【問合せ先】　午前８時３０分から午後５時１５分まで（土・日・祝日・１２月２９日から１月３日は除く）
・福祉給付金受給者証に関すること　豊田市役所　福祉医療課
電話　（０５６５）３４－６７４３　ＦＡＸ　（０５６５）３４－６７３２
・自立支援医療（精神通院）に関すること　豊田市役所　障がい福祉課
電話　（０５６５）３４－６７５１　ＦＡＸ　（０５６５）３３－２９４０